

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる 流域づくり検討協議会 規約

(目的)

第1条 斐伊川水系において、多様な主体が連携・協働し、大型水鳥類を指標とする生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討を目的として、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 斐伊川水系における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関する事
- 二 斐伊川水系における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関する事
- 三 斐伊川水系における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関する事
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。

2 部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成２７年１０月１３日から施行する。

（改正）平成２９年３月１５日から施行する。

（改正）平成２９年１０月３０日から施行する。

別表: 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 委員名簿

構 成			氏 名	団体名等
専門家	生物多様性	会長	涌井 史郎	東京都市大学 教授
	鳥類		佐藤 仁志	(公財)日本野鳥の会 副会長
	報道		舟越 幹洋	(株)山陰中央新報社 出雲総局長
	経済		古瀬 誠	(株)山陰合同銀行 特別顧問
	鳥類		呉地 正行	日本雁を保護する会 会長
関係団体			堀田 収	中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会 会長
			谷本 晴美	鳥取西部農業協同組合 代表理事組合長
			石川 寿樹	島根県農業協同組合 代表理事組合長
			松浦 正敬	中海・宍道湖観光協会会議 会長
			外谷 久人	中海漁業協同組合 代表理事組合長
			門脇 幹男	宍道湖漁業協同組合 代表理事組合長
			山根 成二	斐伊川漁業協同組合 代表理事組合長
			片寄 巖	神戸川漁業協同組合 代表理事組合長
			神谷 要	米子水鳥公園 館長
			岩城 良行	(公財)ホシザキグリーン財団 事務局長
			原田 孟	NPO法人いずも朱鷺21 理事長
			青木 広幸	NPO法人国際交流フラワー21 理事長

関係行政 機関	伊木 隆司	米子市長
	中村 勝治	境港市長
	松浦 正敬	松江市長
	長岡 秀人	出雲市長
	近藤 宏樹	安来市長
	速水 雄一	雲南市長
	勝田 康則	奥出雲町長
	山崎 英樹	飯南町長
	大作 和弘	国土交通省出雲河川事務所
	鳥取県 生活環境部	
	鳥取県 農林水産部	
	鳥取県 県土整備部	
	鳥取県 西部総合事務所	
	島根県 地域振興部	
	島根県 環境生活部	
	島根県 農林水産部	
	島根県 商工労働部	
	島根県 土木部	
事務局	国土交通省(出雲河川事務所)	

オブザーバー

関係行政機関	環境省
	中国四国地方環境事務所
	農林水産省 中国四国農政局